

尙又罷業職工が事前に軍隊の出動せるに反感を起し川崎造船所の職工行政長或氏等が義議して罷業中の在郷軍人三千餘を糾合し之を一隊となし、盡く軍隊着用軍隊精神を以て職工の秩序維持に力めしめ、且つ一種の對抗的氣勢を揚ぐべしとの時あり、に對し、同司令官は其の席上在郷軍人の軍服用につき左の注意を與たり。

在郷軍人の軍服用は軍人の一特典にして之を著用すべき場合は閣令を以て定められあり亂用すべきものに非ず。又軍服を著用したる場合には其の身分を表彰することとなるを以て軍服用中の行動の如何は陸軍刑法懲罰令等の制裁を受けるに至ることあり。従て之が著用は特に熟慮あり度し。

さはれ職工等の陸軍出兵に對する反感は激烈なるものあり、之がため可なりに當局に對して敵愾心を抱くに至れるが、一般社會よりも批難の聲高く、言論機關亦之を糾弾し、國民黨、憲政會等の在野政黨も政府の無責任を問ふべく調査委員を舉げて事實の調査を行ふに至り、軍隊派遣の問題は論議の中心となりし觀ありしが、派遣隊本部の衣笠大尉は十九日「軍隊は労働者を敵視するにあらざる旨に辨明する處ありたり」

## 註三

吾々が此度出動した事に就て世間では色々是非を論じて居る人があるがそれは状況に對する各人の感じ方が地位と境遇に依つて違ふからたが百把一束でナとして仕舞ふ譯には行かない。それは先づ御勝手として茲に一言したいのは新聞で見ると、吾々の出動に對して罷工團中の一部の人は、吾々が罷工團を暴徒と認め敵視して居る様に考へられて居ることである。

斯んな誤解から一兩日前にも資本家は軍隊の保護を受けて居るから夫に對抗する爲め罷工團中の在郷軍人は軍服をつけて職工側を保護するなど亂暴な計畫を一部の職工が立てた様であるけれども資本家は軍隊教育を受け軍服の尊嚴を感じてゐる。在郷軍人諸君はそんな間違つた着方をなかつた。軍服の名譽のため喜ぶ所であるが今度の罷工團中には三菱川崎を合して七八千在郷軍人がゐる。

る。僕は神戸艦隊たる三十九艦隊に十八年も勤め小隊長をやつて居つたから年中送り迎へた在郷軍人は實に数知れぬ程ある。

又勤務演習等も年々あるのだから一番古い後備兵でも一度や二度は見知らぬものはない筈である。

今度一緒に來てゐる下士卒はそれ等の子供もあれば兄弟もあるし親類もあれば友達もあると云ふ譯だ。仍て此等親愛すべき戦友や同胞を敵視するなど、云ふことがどうしてあらう。併し今日の場合吾々は労働者の味方であるとは云はない。又資本家の味方でもない全く公正中立である。吾々は決して資本家や政治家の軍隊では無い。

畏多くも陛下の軍隊で國家の寶刀を以て任ずるものである。故に一個人の利益保護のためには例がない。若しも此寶刀の鞘を拂はねばならぬ事があったとすればそれは國家永久のために最大の幸福を期せばならぬ時である。僕は近頃此誤られたる風説合其の實現を見んとしたことを最も迷惑に感じただから茲に一言する譯である。

斯くして一度取締方針を變更せる警察當局の干渉は一層嚴重となり單に示威運動を嚴禁せるに止まらずして屋外に於ける演説をも固く取締り職工側をして手も足も出でざる状態に陥らしめたり。同時に暴行者に對する檢舉は愈々峻烈を加へ、十四日は相生橋署に二十一名(内三名放還)兵庫署に二十七名(全部放還)を出すに至れるが、一方示威行列禁止の爲め自然警察力に餘裕を生じたる結果、既往に遡り十一日三菱電機工場の通用門破壊の暴行者に對しても檢舉を開始するに至れり。即ち兵庫署に於ては十四日夜來同署刑事事を始め應援の郡部刑事を加へて二十七名、警部三名、警部補五名を以て檢舉隊を組織し俄然活動を開始し、白木署長之を指揮して豫て目星を付け居りし者の寢込を襲ひ遂に未明までに十六名を檢舉するに至れり。其他四十餘名の關係者及び參考人を召還し之を數組に分ちて取調べし結果、十五日午後四時頃に關係者の大部分は歸宅を許せるが、神戸地方裁判所に於ても秀島、横田兩檢事を出張せしめ、警察部の栃木刑事課長等と共に十六日午後一時半より三菱電氣工場門戸破壊